

下水道局会計年度任用職員取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、会計年度任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関し、基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定する職にある者をいう。
- 2 この要綱において「第1種会計年度任用職員」とは、一般職の常勤職員から退職後引き続き会計年度任用職員として任用された者及び職員から退職後引き続き非常勤職員取扱要綱（平成22年4月1日下管第10号。以下「非常勤要綱」という。）に基づき非常勤職員として任用され、更に引き続き会計年度任用職員として任用された者をいう。
- 3 この要綱において「第2種会計年度任用職員」とは、会計年度任用職員のうち、第1種会計年度任用職員以外の者をいう。

第3 職の設置及び業務内容の変更の協議

所属長は、新たに会計年度任用職員の職を設置し、又は会計年度任用職員の業務内容を変更しようとするときは、あらかじめ報酬について下水道局長に協議しなければならない。

第4 任用

1 募集

会計年度任用職員の任用は、公募によるものとする。

ただし、職務の性質や任用の緊急性等の事情から、公募により難いと認められる場合として下水道局長が特に認める場合は公募によらないことができる。

会計年度任用職員としての従前の勤務実績等により、2回まで公募によらない再度の任用を行うことができる。

2 採用の方法

会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。

3 任免手続

- (1) 会計年度任用職員の任免は、下水道局長が行うものとする。
- (2) 前記(1)の任免は、通知書を本人に交付して行う。

4 任期

会計年度任用職員の任期は、1会計年度を超えない範囲内とする。

5 欠格事由

地公法第 16 条各号及び平成 11 年改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものを除く。)に該当する者は、会計年度任用職員となり、又は選考を受けることができない。

会計年度任用職員は、地公法第 16 条各号(第 2 号を除く。)に該当するに至ったときは、職員の分限に関する条例(昭和 26 年埼玉県条例第 51 号。以下「分限条例」という。)で定める場合を除く外、その職を失う。

6 条件付採用

会計年度任用職員の採用は、全て条件付のものとし、その職において 1 月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

1 月の勤務日数が 15 日に達しない者については、勤務日数が 15 日に達する日まで条件付採用の期間を延長する。

7 人事評価

会計年度任用職員は、下水道局会計年度任用職員人事評価実施要領(令和 2 年 3 月 31 日下管第 566-1 号)に基づき、人事評価を実施する。

会計年度任用職員の公募によらない再度の任用に当たり、会計年度任用職員としての従前の勤務実績については、人事評価の結果を用いるものとする。

8 退職

会計年度任用職員は、任期の途中で辞職を申し出ることができる。

第 5 報酬等及び通勤に係る費用弁償

1 報酬の決定

会計年度任用職員の報酬は、職務の内容、勤務時間等を基準として、埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 21 年条例第 71 号。以下「給与条例」という。)及び埼玉県下水道局職員給与規程(平成 22 年流域下水道事業管理規程第 5 号。以下「給与規程」という。)に基づき、月額又は日額で定める。

ただし、月額をもって定めることができる報酬は、その勤務すべき日が原則として週 3 日以上又は月 15 日以上として定められている者に限るものとする。

2 時間外勤務手当等に相当する報酬

給与規程においてその例によることとされている会計年度任用職員の報酬等に関する規則(平成 31 年埼玉県規則第 32 号)第 9 条第 1 項に規定する「知事が定める時間」は、給料等の支給に関する規則(埼玉県人事委員会

規則 7-110) 第 15 条第 1 項に規定する「委員会規則で定める時間」に、当該会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た時間とする。

3 期末手当

(1) 任期及び在職期間

期末手当の算出に係る任期及び在職期間には、他の職（一般職の常勤職員及び会計年度任用職員を含む。）において期末手当の算出の基礎となっているものは含めない。

(2) 支給の特例

基準日前 1 か月以内において会計年度任用職員を退職後、基準日まで別の会計年度任用職員となった場合であって、同一会計年度内における合計した任期が 6 か月以上あるものにあつては、給与条例第 16 条後段による期末手当は支給しない。

4 通勤に係る費用弁償

第 1 号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償は、非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取り扱いについて（昭和 55 年 12 月 25 日人第 873 号）の例による。

なお、支給に当たっては、通勤に係る費用弁償に関する届（様式第 1）に加えて会計年度任用職員の費用弁償計算書（様式第 2）又は人事給与管理システム（職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。）により支給するものとする。

第 6 勤務日等

1 勤務日及び勤務時間

会計年度任用職員の勤務日は、週 5 日以内とし、勤務時間は、1 週間に 38 時間 45 分以内、1 日 7 時間 45 分以内とする。

2 週休日等

会計年度任用職員の週休日、休日及び休憩時間は、一般職の常勤職員との均衡を考慮し、所属長（埼玉県下水道局組織規程（平成 22 年流域下水道事業管理規程第 1 号）第 2 条に規定する本庁の課の長及び同規程第 6 条に規定する地域機関の長をいう。）が定めるものとする。

第 7 休暇

1 会計年度任用職員の休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則 13-18。以下「勤務時間規則」という。）の例により、年次休暇、特別休暇及び組合休暇とする。

2 会計年度任用職員の年次休暇は有給の休暇とし、特別休暇は有給又は無

給の休暇とし、組合休暇は無給の休暇とする。

- 3 会計年度任用職員は、4月1日から翌年の3月31日までの1年度（第1種会計年度任用職員にあつては、暦年による1年）について、次の(1)又は(2)に示す日数の年次休暇を受けることができるものとする。

(1) 1週間の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員の年次休暇の付与日数は、年度（第1種会計年度任用職員にあつては勤続年数）に応じて、別表第1のとおりとする。

(2) 1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度任用職員の年次休暇の付与日数は、年度（第1種会計年度任用職員にあつては勤続年数）及び週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつては、1年間の所定勤務日数）に応じて別表第2のとおりとする。

- 4 会計年度任用職員の有給の特別休暇は、次のとおりとする。

ただし、(5)の休暇は、5月から10月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して6月以上、かつ、5月1日から10月31日までの期間のいずれかの日に勤務する職員に限り、取得することができる。

(11)、(12)及び(13)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

- (1) 公務災害又は通勤災害による病気休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第1号の準用）

会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年埼玉県条例第51号。以下「公務災害補償条例」という。）の適用を受ける者にあつては同条例第2条の2第1項に規定する通勤、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労働者災害補償法」という。）の適用を受ける者にあつては同法第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合の休暇は、その療養に必要な期間とする。

- (2) 出産休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第2号の準用）

出産休暇は、出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から産後8週間を経過する期間とする。ただし、職員から請求があつた場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、出産予定日前の

- 期間及び産後の期間を併せて2週間の範囲内の期間を加算した期間とする。
- (3) 妊産婦の通院休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第3号の準用）
妊産婦の通院休暇は、同号に定める範囲内で必要と認められる期間とする。
 - (4) 妊婦の通勤休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第4号の準用）
妊婦の通勤休暇は、同号に定める範囲内で必要と認められる期間とする。
 - (5) 夏季休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第5号の準用）
夏季休暇は、次のア又はイに示す日数とする。
 - ア 1週間の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員の夏季休暇の付与日数は、一の年の5月から10月までの期間内における、4日の範囲内の期間（ただし、当該期間における勤務日数が4日に満たない職員にあっては、その勤務する日数）とする。
 - イ 1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度任用職員の夏季休暇の付与日数は、一の年の5月から10月までの期間内における、週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員にあっては、1年間の所定勤務日数）に応じて別表第3に定める日数の範囲内の期間（ただし、当該期間における勤務日数が別表第3に定める日数に満たない職員にあっては、その勤務する日数）とする。
 - (6) 忌引休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第6号の準用）
忌引休暇は、一般職の常勤職員の例により受けることができるものとする。
 - (7) 交通途絶休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第7号の準用）
交通途絶休暇は、その都度必要と認める期間とする。
 - (8) 危険回避休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第8号の準用）
危険回避休暇は、その都度必要と認められる期間とする。
 - (9) 現住居が滅失等した場合の休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第9号の準用）
現住居が滅失等した場合の休暇は、連続する7日の範囲内の期間とする。
 - (10) 結婚休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第10号の準用）
結婚休暇は、連続する7日の範囲内の期間とする。
 - (11) 出生サポート休暇（勤務時間規則第19条の3第2項第11号の準用）
出生サポート休暇は、1の年度において5日（「任命権者が委員会と

協議して定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、この場合には10日)の範囲内の期間とする。

(12) 出産補助休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第12号の準用)

出産補助休暇は、職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内においてその都度必要と認められる期間とする。

(13) 男性職員の育児参加のための休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第13号の準用)

男性職員の育児参加のための休暇は、同号に定める期間内における5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間とする。

5 会計年度任用職員の無給の特別休暇は、次のとおりとする。

ただし、(5)及び(6)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

(7)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から93日を経過する日(以下この項において「93日経過日」という。)を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる(93日経過日から6月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。)

(8)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。

(1) 私傷病の病気休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第1号の準用)

4(1)以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇は、1の年度において連続して90日を超えない期間とする。

(2) 妊産疾病休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第2号の準用)

妊娠中の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇は、必要と認められる期間とする。

(3) 妊娠障害休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第3号の準用)

妊娠障害休暇は、次のア又はイに示す日数とする。

ア 1週間の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員にあつては、14日間の範囲内の期間

イ 1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度任用職員にあつては、週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつては、1年間の所定勤務日数）に応じて別表第4に定める日数の範囲内の期間

(4) 育児時間（勤務時間規則第19条の3第3項第4号の準用）

労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条に規定する生後満1年に達しない子を育てる場合の育児時間は、1日2回各々30分とする。

(5) 子の看護休暇（勤務時間規則第19条の3第3項第5号の準用）

小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下(5)において同じ。）を養育する非常勤の職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、1の年度において5日（小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の日又は時間とする。

(6) 短期介護休暇（勤務時間規則第19条の3第3項第6号の準用）

要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び勤務時間規則第13条第1項各号に掲げる者であつて負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、1の年度において5日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の日又は時間とする。

(7) 介護休暇（勤務時間規則第19条の3第3項第7号の準用）

要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、三回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(8) 介護時間（勤務時間規則第19条の3第3項第8号の準用）

要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する3年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時

間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(9) 生理休暇（勤務時間規則第 19 条の 3 第 3 項第 9 号の準用）

生理のため勤務が著しく困難な場合の休暇は、必要と認める日又は時間とする。

(10) ドナー休暇（勤務時間規則第 19 条の 3 第 3 項第 10 号の準用）

勤務時間規則第 11 条第 1 項第 14 号に規定するドナー休暇は、必要と認められた日又は時間とする。

6 会計年度任用職員の組合休暇は次のとおりとする。

任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務に従事する場合（登録された職員団体の規約に定める機関で勤務時間規則第 12 条第 1 項で定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限る。）の組合休暇は、1 の年度について 30 日の範囲内とする。

第 8 職務専念義務免除

会計年度任用職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年埼玉県条例第 38 号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則 12-2）に基づき、その職務に専念する義務を免除されることができるものとする。

第 9 育児休業等

- 1 会計年度任用職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年埼玉県条例第 6 号）に基づき、育児休業及び部分休業をすることができる。
- 2 部分休業により勤務しない場合には、減額して報酬を支給するものとする。

第 10 服務

会計年度任用職員の服務は、地公法第 30 条から第 35 条まで、同法第 37 条並びに同法第 38 条の規定及びこれに基づく条例、規則等の定めるところによる。

ただし、服務の性質上これにより難しいものについては、この限りではない。

第 11 服務の宣誓

新たに会計年度任用職員となった者は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年埼玉県条例第 8 号）に基づき、服務の宣誓を行わなければならない。

任期満了後、引き続き再度任用される場合においても、服務の宣誓を行わなければならない。

第 12 営利企業従事等許可

- 1 第 1 号会計年度任用職員が営利企業に従事等しようとするときは、所属

長に届け出なければならない。

- 2 第2号会計年度任用職員が地公法第38条第1項に規定する営利企業に従事等しようとするときは、一般職の常勤職員の例により許可を得なければならない。

第13 分限

- 1 会計年度任用職員の分限は、分限条例に基づき行う。
- 2 休職をしている期間については、報酬を支給しない。

第14 懲戒

会計年度任用職員の懲戒は、職員の懲戒手続及び効果に関する条例(昭和26年埼玉県条例第52号)に基づき行う。

第15 社会保険の適用

会計年度任用職員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)に定めるところによる。

第16 災害補償

会計年度任用職員が公務等のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償法の適用を受ける者を除き、公務災害補償条例及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより補償するものとする。

第17 雑則

この要綱により難い事情があると認められるときは、下水道局長に協議の上、別段の取扱いをすることができる。

附 則 (令和2年3月31日下管第565号)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、非常勤要綱に基づき任用されていた非常勤職員及び臨時職員取扱要綱(平成22年4月1日下管第11号)に基づき任用されていた臨時職員が、引き続き会計年度任用職員に任用される場合には、非常勤職員及び臨時職員の年次休暇の残日数は、会計年度任用職員の年次休暇として引き継ぐものとする。
- 3 この要綱の施行日前に、非常勤要綱に基づき任用されていた非常勤職員及び臨時職員取扱要綱に基づき任用されていた臨時職員が、引き続き会計年度任用職員に任用される場合には、別表第1及び別表第2の勤続年数(第1種会計年度任用職員)の算定に当たっては、一般職の常勤職員並びに引き続き任用された非常勤職員及び臨時職員の勤続年数を、別表第1及び別表第2

の年度（第2種会計年度任用職員）の算定に当たっては、非常勤職員及び臨時職員の採用初年度からの年度を通算するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4日	169日から216日まで	7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20	20	20	20	20
5日以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

注1：他の課（所）から引き続き採用する場合の表中「年度（第2種会計年度任用職員）」の算定にあたっては、採用初年度からの年度を通算するものとする。

注2：第1種会計年度任用職員の場合の勤続年数の算定にあたっては、一般職の常勤職員としての勤続年数を通算するものとする。

注3：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注4：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、年次休暇の日数については変更しないものであること。

別表第3

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	夏季休暇の日数
5日	217日以上	3
4日	169日から216日まで	
3日	121日から168日まで	
2日	73日から120日まで	
1日	48日から72日まで	

注1：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、夏季休暇の日数は変わらないものであること。

別表第4

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	妊娠障害 休暇の日数
5日	217日以上	14
4日	169日から216日まで	10
3日	121日から168日まで	8
2日	73日から120日まで	5
1日	48日から72日まで	2

注1：表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注2：表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中で当該所定勤務日数が変更された場合においても、妊娠障害休暇の日数は変わらないものであること。